

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規程

平成22年7月14日

栃木県公安委員会規程第5号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規程を次のように定める。

(医師の指定)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）
第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定（以下「医師の
指定」という。）は、次の表の上欄に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ
同表の下欄に掲げる医師のうちから行う。

診断の対象者	医 師
法第五条第一項第三号の政令で定める病気 （銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年 政令第三十三号）第八条第三号に定める病気を除 く。）にかかっている疑いのある者 又は法第五条第一項第四号若しくは第五号に該当 する疑いのある者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二 十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項の精神保 健指定医に指定されている医師
法第五条第一項第三号の政令で定める病気 （銃砲刀剣類所持等取締法施行令第八条第三号に 定める病気）にかかっている疑いのある者	上欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技 能を有すると認められる医師
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条 第十六項に規定する認知症である疑いのある者	上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び 技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は三年以内とし、再指定を妨げない。

3 栃木県公安委員会は、必要があると認めるときは、任期中であっても、
医師の指定を解除することができる。

(公示)

第二条 医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及
び診断の対象者を公示する。